

平成19年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

平成20年2月28日(木) 10:00~11:05

2 場所

九州厚生年金会館「錦の間」
(北九州市小倉北区大手町12-3)

3 出席者

(1) 委員

公益代表 山崎部会長、高向委員、富安委員、和田委員、山本委員
労働者代表 村永委員、松永委員、井上委員、富吉委員、服部委員
使用者代表 野畑委員、重岡委員、岡部委員、都築委員、米田委員
専門委員 細川九州運輸局次長(代理 佐藤港運課長)
伊藤北九州市港湾空港局理事(代理 久保参事)
鈴木下関市港湾局長

(2) 事務局

福岡労働局
石田職業安定部長、後藤職業対策課長、阿部職業対策課長補佐、
竹之下雇用指導係長、古賀雇用指導係主任

山口労働局
岡部職業対策課長、乗村高齡・障害者雇用対策係長

4 議題

- (1) 議事録署名委員の指名について
- (2) 平成18年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について
- (3) その他

古賀雇用指導係主任

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成19年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開催させていただきます。

私は議事に入るまでの間進行を務めさせていただきます、福岡労働局職業安定部職業対策課の古賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては10時現在、公益代表委員の方が5名、労働者代表委員の方が5名、使用者代表委員の方が5名、合計15名の委員の方に御出席いただいております。これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております、部会の成立要件であります委員及び臨時委員の3分の2以上の出席及び労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の方の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしまして3名の委員の方に御出席いただいているところでございます。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しまして御説明及びご確認をお願いしたいと思います。

当部会は公開の会議となっておりますので、本日も傍聴に9名来られております、また、その議事録等も公開の対象となっております、

なお、特に議事録については、前回平成18年度の部会において、発言者の名前を含み当局HPに公開することについて承認されたことを受けまして、今回も発言者の名前を含み当局HPに公開することとなりますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして、まず福岡労働局職業安定部長の石田が委員の皆様挨拶申し上げます。

石田職業安定部長

おはようございます。福岡労働局職業安定部長の石田でございます。

本日は大変お忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当部会の各委員をはじめ関係者の方々におかれましては、関門港における港湾労働行政の運営につきまして、日頃から特段の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます次第でございます。

さて、最近の雇用失業情勢につきましては、全国の12月の完全失業率は3.8%と前月と同水準となっております。

完全失業者数については、前月から15万人減の231万人となっており、依然として厳しさが残るものの、改善が進んでいるところでありますが、この

ところ改善の動きが弱まっております。

また、全国の有効求人倍率につきましては、0.98倍と前月から0.01ポイント低下しております。

福岡県につきましては、0.70倍と前月を0.03ポイント下回っております。

最近の港湾労働をめぐる状況をみますと、港湾運送事業に係る規制改革、規制緩和や近代的荷役の進展に伴い、事業の効率化が一層求められるなか、高度な技能労働者の確保や依然として残る波動性への対応等、その取り巻く環境に変化が生じているところであります。

このような中で、港湾労働対策につきましては、平成16年4月に、「港湾労働法施行規則の一部を改正する省令」及び港湾労働法第3条に基づく新たな「港湾雇用安定等計画」が5年を計画期間として施行され、4年を経過しようとしているところであります。

また、昨年部の会以降の動向としては、門司港において、門司港労働出張所が昨年4月から、ハローワーク門司の港湾労働課となる組織改正が行われ、11月からは紹介業務が再開されるなどの動きがあったところです。

私どもといたしましては、「港湾労働法」、「港湾雇用安定等計画」に基づき、港湾労働者の雇用の安定、能力開発・向上等が図られるよう適切に業務を推進して参りたいと考えておりますので、今後とも皆様のより一層の御協力をお願いいたします。

本日の関門港湾労働部会では、港湾雇用安定等計画の平成18年度における施行状況等について説明を行った後、関門港の現状や課題について、委員の方々から忌憚のない御意見を賜りまして、この部会を充実したものに参りたいと考えておりますので、よろしく御願いたします。

簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

古賀雇用指導係主任

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思います。

それでは、名簿順にそって御紹介を申し上げます。私の方でお名前をお呼びいたしますので、御面倒ですがその場で御起立をお願いいたします。

はじめに、公益代表の山崎委員でございます。

山崎委員

山崎でございます。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく高向委員でございます。

高向委員

高向です。どうぞよろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく富安委員でございます。

富安委員

富安でございます。

古賀雇用指導係主任

同じく和田委員でございます。

和田委員

和田です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく山本委員でございます。

山本委員

山本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

古賀雇用指導係主任

続きまして、労働者代表の村永委員でございます。

村永委員

村永です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく松永委員でございます。

松永委員

松永です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく井上委員でございます。

井上委員

井上です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく富吉委員でございます。

富吉委員

富吉です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく服部委員でございます。

服部委員

服部でございます。よろしくお願ひいたします。

古賀雇用指導係主任

続きまして、使用者代表の 野畑委員でございます。

野畑委員

野畑でございます。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく重岡委員でございます。

重岡委員

重岡です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく岡部委員でございます。

岡部委員

岡部です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく都築委員でございます。

都築委員

都築でございます。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

同じく米田委員でございます。

米田委員

米田です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

続きまして、専門委員といたしまして、九州運輸局の細川委員ですが、本日は所用により欠席されております。代理といたしまして、佐藤海事振興部港運課長に出席いただいております。

佐藤港運課長

佐藤です。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

北九州市港湾空港局の伊藤委員ですが、本日は所用により欠席されております。

代理といたしまして、久保港湾空港局参事に出席いただいております。

久保参事

久保でございます。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

下関港湾空港局の鈴木委員でございます。

鈴木委員

鈴木でございます。よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

続きまして、福岡・山口両労働局幹部職員を御紹介させていただきます。
福岡労働局職業安定部長の石田でございます。

石田部長

よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

福岡労働局職業安定部職業対策課長の後藤でございます。

後藤課長

よろしく申し上げます。

古賀雇用指導係主任

山口労働局職業安定部職業対策課長の岡部でございます。

岡部課長

よろしくお願ひいたします。

古賀雇用指導係主任

続きまして、「部会長及び部会長代理の選出」についてでございます。

お手元の資料の9ページから11ページに地方労働審議会令をつけておりますので、ご覧下さい。

この、第6条第5項におきまして、「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定されております。

どなたか、立候補又は推薦いただけませんかでしょうか。

(立候補又は推薦なし。)

特に、立候補、推薦はないようであれば事務局から提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、当部会の部会長については、山崎委員にお願いしたいと思います

が、御承認いただけますのでしょうか。

【異議なし】

それでは、当部会の部会長は山崎委員にお願いいたします。

また、部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第7項におきまして「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する」とされておりまして、山崎部会長、どなたかご指名をお願いいたします。

山崎部会長

公益委員の中から、高向委員にお願いします。

古賀雇用指導係主任

それでは、部会長代理は高向委員にお願いいたします。

続きまして、山崎部会長より御挨拶をお願いいたします。

山崎部会長

みなさんおはようございます。

ただいま、部会長にご指名いただきました山崎でございます。

お忙しい中、本日の部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、近年、港湾を取り巻く環境というのは、貨物輸送のコンテナ化、近代化、それも併せて国際的な問題になりますけども規制改革、さらには港のフルオープン化が行われ、港湾労働者派遣事業の導入ということで、非常に大きく変化しているところであります。

こういう風な港の変化の中で、港湾労働の雇用秩序というものを維持したうえで、さらに港湾の抱えるその他の問題を解決していくことが非常に重要なものでありますので、皆様方の御理解と御尽力により、対策を確実に推進していくことが重要であります。

本日は、雇用安定等計画の平成18年度における進捗状況について事務局から説明をいただき、皆様方の御意見、ご質問を承りたいと考えております。

皆様方の御配慮により部会の議事が円滑に行われますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

古賀雇用指導係主任

ありがとうございました。それでは、議事に入りますので、山崎部会長、進

行のほどよろしくお願いいたします。

山崎部課長

議事に入る前に、本日の傍聴者は9名ございますが、よろしいということでございましょうか。

【異議なし】

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

議題の「議事録署名委員の指名」というのがありまして、運営規定の第6条に私の他私の指名する委員2名となっていますので、労働者側の代表として村永委員、それから使用者側代表として野畑委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【村永委員、野畑委員承認】

承認を受けましたので、村永委員、野畑委員よろしくお願いいたします。

続きまして式次第に書いてあります(2)の「平成18年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局より説明をお願いします。

阿部職業対策課長補佐

職業対策課長補佐の阿部でございます。

それでは、議題2「平成18年度における港湾雇用安定等計画の施行状況について」御説明します。

お手元の資料を使用しながら説明させていただきたいと思います。

資料の12ページから21ページにかけました、港湾雇用安定等計画を載せております。

この「港湾雇用安定等計画」につきましては、大きな項目として5つからなっております。

1点目といたしましては、12ページから14ページに「計画の基本的考え方」、2点目といたしまして、14ページから15ページに「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、3点目といたしまして、15ページから18ページに「労働力の需給の調整の目標に関する事項」、4点目といたしまして19ページから20ページに「港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、5点目といたしまして20ページから21ページに「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」とう

いうふうにそれぞれ載せております。

この「港湾雇用安定等計画」に基づく施行状況の説明になりますが、この計画は平成16年度から平成20年度までの5年間の計画となっております、今回は平成18年度における計画に基づく施行状況について御説明します。

資料の22ページをお開きください。

資料の22ページから24ページの「平成18年度における港湾雇用安定等計画施行状況対照表」は、港湾雇用安定等計画を基に関門港における施行状況を、関係する項目毎に対照表として作成したものでございます。

本来は、22ページから24ページの項目に沿った説明となりますが、当該資料が重複するところもありますので、この表は後ほど見ていただきまして、実際の説明は25ページから37ページの各資料について説明することにより、この施行状況の説明とさせていただきます。

それでは25ページをお開きください。

「関門港における港湾労働者就労状況」となっております。

上から順に、平成16年度から平成18年度の年度計・月平均、平成18年度の各月毎における、関門港全体の就労延数を、関門港全体と下関・北九州に分け、北九州を門司・小倉・若松・戸畑・八幡と各港別に区分して計上しております。

それでは、25ページの内容から御説明させていただきます。

関門港全体の港湾労働者の就労状況でございます。

月平均の就労延数ですが、平成17年度は44,447、平成18年度は45,707となっており、差し引きプラス1,260で、2.8%の増加となっております。

各港別にみますと、下関港におきましては、平成17年度は6,638、平成18年度は6,515、差し引きマイナス123で、1.9%の減少。

門司港におきましては、平成17年度は12,998、平成18年度は13,830、差し引きプラス832で、6.4%の増加。

小倉港におきましては、平成17年度は7,328、平成18年度は7,896、差し引きプラス568で、7.8%の増加。

若松港におきましては、平成17年度は7,021、平成18年度は7,811、差し引きプラス790で、11.3%の増加。

戸畑港におきましては、平成17年度は1,614、平成18年度は1,565、差し引きマイナス49で、3.0%の減少。

八幡港におきましては、平成17年度は8,847、平成18年度は8,090、差し引きマイナス757で8.6%の減少、となっております。

次に26ページをお開きください。

港湾労働者就労状況のうち企業常用について計上しております。

企業常用の月平均の就労延数について見ていきますと、平成17年度は43,123、平成18年度は44,214となっており、差し引きプラス1,091で、2.5%の増加となっております。

就労延数全体における企業常用の比率は平成18年度におきましては96.7%となっております。

先程と同様に各港別にみてもみますと、下関港におきましては、平成17年度は6,275、平成18年度は6,167、差し引きマイナス108で、1.7%の減少。

門司港におきましては、平成17年度は12,292、平成18年度は12,999、差し引きプラス707で、5.8%の増加。

小倉港におきましては、平成17年度は7,269、平成18年度は7,798、差し引きプラス529で、7.3%の増加。

若松港におきましては、平成17年度は6,916、平成18年度は7,680、差し引きプラス764で、11.0%の増加。

戸畑港におきましては、平成17年度は1,614、平成18年度は1,565、差し引きマイナス49で、3.0%の減少。

八幡港におきましては、平成17年度は8,758、平成18年度は8,005、差し引きマイナス753で8.6%の減少、 となっております。

次に27ページをお開きください。

港湾労働者就労状況のうち派遣労働者について計上しております。

派遣労働者の月平均の就労延数についてみてみますと、平成17年度は413、平成18年度は425となっており、差し引きプラス12で2.9%の増加となっております。

また、就労延数全体における派遣労働者の比率は平成18年度におきましては0.9%となっております。

この派遣労働者については後ほど港湾労働者派遣状況で改めて説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に28ページをお開きください。

港湾労働者就労状況のうち日雇労働者について計上しております。

日雇労働者の月平均の就労延数についてみますと、平成17年度は911、平成18年度は1,068となっており、差し引きプラス157で17.2%の増加となっております。

就労延数全体における日雇労働者の比率は、平成18年度におきましては2.4%となっております。

各港別にみてもみますと、下関港におきましては、平成17年度は363、平成18年度は347、差し引きマイナス16で、4.4%の減少。

門司港におきましては、平成17年度は418、平成18年度は578差し引き、プラス160で、38.3%の増加。

小倉港におきましては、平成17年度は3、平成18年度は2、差し引きマイナス1で、33.3%の減少。

若松港におきましては、平成17年度は102、平成18年度は125、差し引きプラス23で、22.5%の増加。

戸畑港におきましては平成17年度、18年度とも実績がございません。

八幡港におきましては、平成17年度は25、平成18年度は16、差し引きマイナス9で、36.0%の減少、となっております。

続きまして、関門港における日雇労働者就労状況です。

29ページから31ページに、先程説明いたしました日雇労働者のデータを全体、安定所紹介、直接雇用に分けたものを載せておりますのでご覧下さい。

続きまして、32ページをお願いいたします。港湾労働者派遣状況一覧でございます。少し細かい数字でございますけれども、平成18年度の派遣締結数及び日雇労働者雇用数をそれぞれ計上しております。

また、派遣締結数については、事業所間とセンターあつ旋、日雇労働者雇用数につきましては、安定所紹介と直接雇用に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

港湾労働者派遣状況について御説明いたします。

まず、関門港全体の派遣締結数は、平成17年度4,955、平成18年度5,100となっております、差し引きプラス145で、2.9%の増加となっております。

各港別の派遣締結数をみてもみますと、門司港におきましては、平成17年度3,465、平成18年度3,042となっております、差し引きマイナス423で、12.2%の減少。

次に小倉港におきましては、平成17年度666、平成18年度1,155となっております、差し引きプラス489で、73.4%の増加。

洞海港におきましては、平成17年度820、平成18年度893となっております、差し引きプラス73で、8.9%の増加。

下関港におきましては、平成17年度4、平成18年度10となっております、差し引きプラス6で、150.0%の増加となっております

このように、港別の派遣状況をみると門司港が関門港全体の6割を占めておりますが、小倉港、洞海港についてもすこしずつですが派遣の件数があがってきております。

センターに派遣のあっ旋を依頼しても、あっ旋ができない場合は例外として、日雇労働者を雇用することとなります。

まず、安定所に日雇求人の申込みをしていただき、安定所の紹介を受けることとなります。

安定所の紹介数は、平成18年度3,027となっており、平成17年度の3,647よりマイナス620、17.0%の減少となっております。

安定所の紹介が不調になった場合または紹介対象者がいない場合は、安定所に所定の届出をしていただきまして、日雇労働者の雇用を例外的に認めております。一番右の欄の直接雇用数とその数になりますが、平成18年度は9,791となっており、平成17年度の7,281よりプラス2,510、34.5%の増加となっております。

派遣実績につきましては、関係者の皆様の御協力によりまして年々増加しております。しかしながら、まだまだ十分な活用とまでには至っていない状況もありますので、引き続き港湾労働者派遣制度の活用につきまして、御理解と御協力をお願いします。

次に33ページから35ページにつきましては、港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

33ページをお開きください。

立入検査、現場パトロールの実施状況について、平成16年から平成18年12月末までを計上しております。この数字につきましては、各年1月から12月までの数を計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成18年度の実施回数102、実施事業所数は231となっております。また、違反事業所数は平成18年度は1件という状況となっております。

つづきまして、事業所訪問指導の実施状況につきましても同様に、平成16年から平成18年12月末までを計上しております。この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。18年は165事業所に対して行っております。

次に、港湾労働者雇用安定センターとの連絡会議の開催状況でございます。平成16年から平成18年12月末までを計上しております。平成18年はおむね月2回のペースで開催いたしました。

雇用管理者の選任届の状況です。関門港におきましては、平成18年は82事業所100%雇用管理者が選任されているということを御報告します。

続きまして、34ページをお開きください。

港湾労働者証所持者数であります。平成18年度末現在、関門港全体で3,201人と平成17年度末から、14人の増加となっております。

各港の内訳をみますと、まず門司港におきましては、平成17年度736、平成18年度761となっており、差し引きプラス25で3.4%の増加。

小倉港におきましては、平成17年度550、平成18年度532となっており、差し引きマイナス18で3.3%の減少。

若松港におきましては、平成17年度630、平成18年度652となっており、差し引きプラス22で3.5%の増加。

戸畑港におきましては、平成17年度91、平成18年度79となっており、差し引きマイナス12で13.2%の減少。

八幡港におきましては、平成17年度707、平成18年度702となっており、差し引きマイナス5で0.7%の減少。

下関港におきましては、平成17年度473、平成18年度475となっており、差し引きプラスで0.4%の増加、となっております。

続いて雇用管理者研修等の開催状況です。これも、平成16年度から平成18年度を計上しております。毎年、雇用管理者研修、派遣元責任者研修として、年間に2回開催しているところでございます。平成18年度の雇用管理者研修、派遣元責任者研修への参加については、延べ85の事業所に参加いただいたところであります。

続きまして、35ページをお開きください。

共同パトロールの実施状況でございます。共同パトロールは年2回実施しており、平成18年度は6月28日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月22日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、実施したところであります。

1回目は門司港労働出張所を出発いたしまして、下関地区、太刀浦地区、日明地区をパトロールし、門司港労働出張所にて反省会を行いました。

2回目は門司港労働出張所を出発いたしまして、太刀浦地区、日明地区、響灘地区をパトロールし、若松所において反省会を行いました。

参加人員は、第1回は28名、第2回は27名となっております。第1回、第2回とも違反事例はありませんでした。

続きまして、平成18年度各会議の開催状況であります。まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会でございますが、平成18年度につきましては、平成19年2月2日に開催いたしました。

議題につきましては、平成17年度における港湾雇用安定等計画の施行状況

についての報告と、響灘西地区における港湾労働法の適用について、若松公共職業安定所及び門司公共職業安定所に係る行政組織の見直しについての説明を行ったところです。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平成18年度、第34回は6月5日に開催され、関門港における港湾労働の実態について、関門港における雇用秩序維持の取り組みについて、平成18年度港湾労働関係における各行事についての議題で開催しております。

第35回は11月8日に開催され、関門港における港湾労働の実態について、港湾労働法遵守強化旬間についての議題で開催しております。

続きまして、36ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。平成18年度の旬間中に実施した行事を掲載しております。

内容について御説明いたしますと、共同パトロールについては、先程御説明したとおりでございます。平成18年11月22日に太刀浦地区、日明地区、響灘地区にて実施いたしております。

広報宣伝活動につきましては、厚生労働省作成のポスターの掲示、安定所及び太刀浦港湾労働福祉センターにて懸垂幕の掲揚、関係安定所の広報誌への掲載、安定所職員が港湾運送事業所、港運協会等を訪問いたしまして港湾労働法の遵守について協力依頼を行いました。その際ポスターの掲示につきましても依頼いたしました。

その他、港湾労働安定協会主催、各ハローワーク、監督署の共催で派遣元責任者講習を毎年開催しております。

18年度につきましては11月14日に開催し、参加数は36社、45名となっております。

37ページに移りまして、港湾運送に係る荷役機械、小型フォークリフトの借受状況をまとめたものです。関門港におきましては、平成12年度以降人付きリースはなかったところですが、18年10月に1件発生しております。

人付きリースについては、その作業の状況によっては、職業安定法又は労働者派遣法に違反すると考えられる等問題がある旨関係者に説明し、改善指導を行っております。

その後、現在まで、関門港において人付きリースは発生しておりません。

以上をもちまして、平成18年度における港湾雇用安定等計画の施行状況についての説明を終わらせていただきます。

山崎部会長

ただいま、議題の中の(2)平成18年度における港湾雇用安定等計画の施行状況についての説明でございますけれども、これについて何かご質問ござい

ますか。

村永委員

おはようございます。委員の村永でございます。

34ページ、5番の港湾労働者証所持者数ですが、これ見た限り、門司の場合プラス25、下関の方はプラス2、あとほとんどマイナス18から8の間となっていますよね。登録者証のこれは、企業常用かそれとも別に登録者の方かお聞きしたい。

もうひとつは、35ページの平成18年度の各会議の開催状況。これについて一つお伺いしますけど、昔の地区審は年2回、最近では港湾部会で年1回ということですので、これは、全港湾としては大阪、神戸含めて横浜、年2回春と秋やって、そこでそれに対する議論をして大体12月か1月くらいにまとめて出す場がないと議論できないんですよ。

昔の場合はセンター常用何人、登録日雇何人と定数を含めて議論していただいたので、今は定数の議論もほとんどないですから、それはそれとして年2回開催を検討してもらってやって欲しいなと、そういう風に思います。

もう一つは港湾雇用安定等計画について、今、5年になっていますよね。昔は3年でやっていたんですが、今、神戸あたりは3年に戻してやらねばと中央の厚生労働の中でも議論もされております。是非とも関門港としては港湾雇用安定等計画については3年ぐらいの期間で議論して欲しいなと思っています

山崎部会長

ただいまのご質問について事務局の方から回答をもらえますか。

阿部職業対策課長補佐

ただいまの質問、まず、港湾労働者証の所持者数ですが、これは企業常用の数であります。

あともう1点、この部会の開催につきましてですが、開催を年に何回するという規定はございません。開催回数については今後の検討課題であろうと考えております。

それと港湾雇用安定等計画、現在の5年を3年ということにつきましては、こちらで検討し、必要であれば本省に上げていくように考えております。

山崎部会長

他にございますか。

特にないようですので、その他の方の議題に移りたいと思います。

港湾運送事業雇用実態調査と関門港における港湾労働法の適用区域図について、ということで事務局から説明をお願いします。

阿部職業対策課長補佐

それでは、議題の（３）その他の港湾運送事業雇用実態調査につきまして、また、関門港における港湾労働法の適用区域図につきまして、一括して私から御説明させていただきます。

まず、港湾運送事業雇用実態調査についてですが、この調査は、港湾運送事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得る事を目的といたしまして、実施されるものであります。前回の調査は現在の港湾雇用安定等計画を策定中でありました、平成１５年６月に実施しております。

平成２０年度は、新たな港湾雇用安定等計画の策定期間であることから、港湾運送事業雇用実態調査を実施する予定となっております。実施時期、内容等につきましては、まだ決定されておられません。決定次第お伝えする形になりますが、実際の調査にあたりましては、港湾運送事業者の皆様の御協力が不可欠でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、関門港における港湾労働法の適用区域図についてであります。

関門港における港湾労働法の適用区域について図で見られる物がないかとの問い合わせが非常に多かったことから、お手元の資料にあります地図を作成中でございます。

実際の大きさは、事務局のほうで職員が広げておりますが、この大きさになります。

労働局といたしましては、様々な啓発資料等を作成することにより、港湾労働法の遵守、港湾労働における雇用秩序の維持等を推進していきたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

山崎部会長

最初の方の、港湾運送事業雇用実態調査ですが、統計の比較ですね、これが平成１４年、あるいは１５年というものとの比較で、計画が１６年ということで数字が乖離しているとの指摘が山本委員からあったところでありますので、今度は２１年から計画始まりますので、それに合わせる形でこれを行って、また新しい数値を把握したいと、そういう趣旨で作られるものだということですので、皆さんそういう風に御理解ください。

他にご覧いませんか。いまの件につきまして。それでは、今日お手元にお配

りしてあります意見書をご覧いただきたいと思います。

これは、門司で職業紹介をしてなかったのじゃないかという話がありまして、それでその後11月2日から紹介が開始して、それに関連して新しく日雇の方の全国一般労働組合という所へ加盟された方から、加盟されましたものですから、そこの北九州支部という所から出ております。

特にこれに関して質問なり御意見があればお願いします。

これは議題でもないし、審議事項でもございませんので、何かあればお伺いしたいのですが。

野畑委員

門司の野畑です。この意見書見させていただきました。

11月2日から日雇労働者の職業紹介が開始されました。私どももこれに対応すべく、安定所の指導を受けながら求人を出しております。なかなかタイムリーに求人とそれから日雇の方との仕事の兼ね合いが合致しない場合は実際にあります。この中でも、私ども縦割りというか、各社いろんなスタンスの取り方がございますけれども、我が社で言わせてもらいますと、求人を当然出しておりますし、それになかった人の受け入れはしております。全てがそうになっているとは思いませんので、それについては安定所の指導をよろしく願いして、どのようにすればいいか、うまくできるように考えていきたい。

あと組合が、全港湾さんがおられますから、労働者の内容うんぬんというのは、全港湾さんの組合の方の立場もあると思いますので、組合の方からも何かありましたらお願いします。

山崎部会長

書かれていることは、主として職業安定所に対する要望という形で出ていますので、野畑委員が言われたようなことでよろしいんじゃないかと思います。

村永委員

2000年の4月30日に港湾労働法が改正され、センター常用が無くなって、その時に、門司港の私たちの仲間だったグループは、どうするんだと、企業に行くのかどうするんだという状況の中で、センター常用は無くなったわけでどうするんだと、企業常用が足りないとき派遣労働になるんですね、常用の人は派遣しますから、その後に職安紹介があって、それでもいなければ直接雇用という順序があって、この時に私たちの仲間が職安紹介しない、出来ないという状況がおきたんですよ。当時、品川かどこかであっただけで、それ以外ではほとんど職安紹介しないという中で派遣制度が始まったのが8年前ですよ

ね。それから、門司港では職安紹介は無かったということで、門司港における職安紹介ないから、企業常用が足りないとき、どうしても作業が滞らないように直接雇用はやむを得んという状況がおきて、こういうことになったと、意見書の中身については、今日見たばかりですので、今日は出された意見を持ち帰りたいと思いますので、そういう状況であったということをお理解して欲しいと思います

山崎部会長

今の発言は記録に留められると思いますので、他に何かございませんか。他に無ければ本日はこれで終了したいと思います。

村永委員

労働局に聞きたいことがあるんですが、港湾倉庫の件で問題なんですが、労働局の考えと組合の考えが一部違うところがあって、また、港によっても違うんじゃないかと思いますが、港湾倉庫の場合、1階、2階、3階とあるんですね、建物が。

1階の場合は港湾労働者の職域だと、業界のエリアだと、2階、3階になったら、例えばダイエーとかのスーパーのいろんな物の値札貼りとか手作業してる場合は、こういう場合は港湾じゃないんだというニュアンスというのも出ていますし、港によっては、東京とか横浜では港湾倉庫は全部港湾のエリアだということもあるし、その見解を労働局としてちょっとお聞きしたいなと思っております。

山崎部会長

今、お答えできるようであればお願いします。

阿部職業対策課長補佐

港湾倉庫の問題でございますけれど、その倉庫内が港湾区域になるかという問題だと思います。

これは、全国的にもいろんな問題がございます、実は先月でございますけれども、需給調整課というのがありまして、労働者派遣事業等を担当している課ですが、全国需給調整事業課長会議が開催されまして、その中で、この港湾区域における派遣について、なかなか、きちりとした見解が示されていないため、混乱しているところがありましたので、会議の中で今後それを検討していくと、そういう事が議題に挙がっておりました。

私は職業対策課でございます、需給調整事業課ではありませんので、資料

を見させていただくと、そういう項目がありましたので、今後そのようになるのではと思っております。

関門港におきましても、昨年の4月にどうなのかということで疑義が挙がりまして、いろいろと検討しましたが、ハッキリとした見解が出なかったことが正直なところであります。現状としては、ケースバイケースによりまして、いろいろと状況が変わってくるというのが今の状況であります。

手元にそういう資料しかありませんけれども、一応そういう状況になっております

山崎部会長

いずれ統一的にある程度の線が引かれると、そう考えてよろしいのですか。

阿部職業対策課長補佐

そのような議題が全国需給調整事業課長会議の中で挙がっておりますので、何らかの動きが始まっているということでご確認いただければと思います。

山崎部会長

他にございませんか。長い間審議ありがとうございます。以上をもちまして平成19年度の部会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。